

生活支援緊急ローン

2025年4月1日現在

1. 資金用途	・生活資金 ※負債整理資金、事業性資金は除く
2. 貸出形式	・証書貸付
3. 貸出金額	・50万円以内（原則として1万円単位）
4. 貸出期間	・6年以内（元金据置期間を含む：据置期間は1年以内で選択できる）
5. 借入資格	<p>・次のすべての条件を満たす方</p> <p>① 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと</p> <p>② 「勤労者生活支援特別融資制度」が利用できない以下の方</p> <p>i 収入減少者で次のすべてに該当する方</p> <p>ア. 勤務先の事情により給与・ボーナス等収入が減少していること</p> <p>イ. 金庫の間接構成員（中国ろうきん友の会を除く）、もしくは融資取引のある中国ろうきん友の会の会員であること</p> <p>ii 離職者で次のすべてに該当する方</p> <p>ア. 不況に伴う倒産による解雇、リストラによる退職等勤務先の事情により離職していること</p> <p>イ. 金庫の間接構成員（中国ろうきん友の会を除く）であったこと、もしくは融資取引のある中国ろうきん友の会の会員であること</p> <p>ウ. 雇用保険の失業給付を受けるための要件を満たしていること</p>
6. 貸出金利	・当金庫所定の利率を適用します。（固定金利：年利1.70%または年利2.20%）
7. 返済方式	<p>・元利均等月賦償還</p> <p>元利均等償還とは、貸出期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。</p> <p>・元金据置期間中の取扱い（選択された方）</p> <p>元金据置期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」により、お支払いいただきます。</p>
8. 保証	・配偶者（配偶者がいない場合は親族1名）を保証人とします。
9. 保証料等 (1)保証料 (2)手数料	<p>・不要</p> <p>・不要</p>
10. 担保	・不要
11. 必要書類	<p>・原則、次の書類等の提出が必要となります。</p> <p>① 収入確認資料</p> <p>i 収入減少者＝減収となったことがわかる収入証明書 （複数年の源泉徴収票、複数月の給与明細等）</p> <p>ii 離職者＝雇用保険受給資格者証</p> <p>② 住民票＝離職者</p>

12. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp</p>
13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</p> <p>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</p> <p>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp</p>

ろうきん

※ 金利情報等、詳細については窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。